

小川自治会・会則関連集

小川自治会会則
(2026年4月改正)

小川自治会細則
(2025年7月改正)

2025年版

小川自治会会則

- 施行 1972年4月
- 改正 1980年4月
- 改正 1982年4月
- 改正 1983年4月
- 改正 1991年4月
- 改正 2003年4月
- 改正 2007年4月
- 改正 2008年4月
- 改正 2010年4月
- 改正 2015年4月
- 改正 2017年4月
- 改正 2026年4月

第1条 名 称

本会は小川自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条 目 的

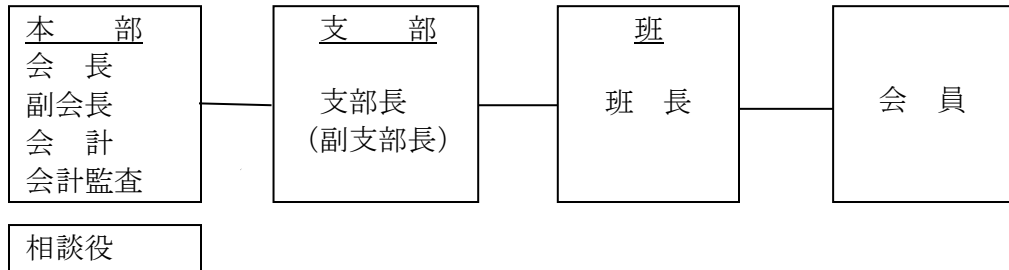
本会は役員相互の親睦を図り、相互理解と信頼関係の醸成に努め、地域コミュニティを構築する。さらに社会への貢献を積極的に行い、地区内の防犯、防災、環境、衛生等の管理の確立と、安全安心な町づくりの推進を目的とする。

第3条 会 員 および 会 費

1. 本会は原則として当地区内に居住し、または店舗あるいは会社等を経営する者のうち、会の目的に賛同する者をもって会員とする。
2. 会員は世帯単位とし、寮・下宿等に居住する独身者についてもこれに準じる。
3. 会員は会費として原則年1回に自治会費を納付するものとする。
会費は月額200円とする。
なお、年度途中入会の場合は初年度の会費納入を不要とする。
(改正 2026年4月)
4. 会員の入会は受付システムもしくは入会届により受けつけ、役員会または幹部会の承認をもって正式に会員とする。
(改正 2026年4月)
5. 会員の退会は退会届の提出をもって退会とする。
但し会員のうちすでに転出した場合は、届け出の如何にかかわらず自然退会とする。
また1年以上の会費未納の場合もこれに準ずる。
6. 退会した者はその月までの会費を完納するものとし、既納会費に対してはその還元請求を行う事が出来ない。
7. 退会した者は、以降会に対してその財産、施設等の会員としての受益権の一切を失うものとする。

第4条 組 織

1. 本会は次に示す組織によって運営する。 (改正 2010年4月)



2. 本会に専門部を置く。

専門部の内容については細則に定める。

副会長及び支部長はいずれかの専門部に属し、その中から部長を選出する。

(改正 2008年4月)

第5条 役 員

1. 本会に次の役員を置き、総会において之を選任する。

会長：1名、副会長：複数名、会計：1～2名、(部長：複数名)、

会計監査2名

(改正 2008年4月)

支部長(副支部長)、班長

相談役若干名 会長経験者より会長が任命し、会長に対する助言を行う。

任期は規定しない。

(改正 2010年4月)

2. 本部役員(会長、副会長、会計、会計監査)の任期は原則として2年とする。

但し再任は妨げない。

また支部役員(支部長、班長)の任期は原則1年とする。

再任は妨げないが再任任期は1年とする。

(改正 2010年4月)

3. 特別の理由により年の途中で就任した役員は、その残任期間を役員任期とする。

また特別の理由により年度の途中で選任または退任する場合は、役員会の承認で可とする。

(改正 2015年4月)

4. 役員は総会での選任をもって就任し、解任をもって退任する。

5. 役員を選出、推薦についてはその方法手順を細則に定める。

6. 本部役員在任中は支部長、班長の選出から除外される。(改正2026年4月)

第6条 総会及び諸会議

1. 総会は本会の最高決議機関とし、毎年4月に開催するものとする。

2. 必要あるときは臨時総会を開催する事がある。

3. 総会の開催は会長の招集による。

4. 総会が成立するには半数以上(委任状を含む)の出席を要する。

5. 総会は次の事項を審議する。

1) 前年度の事業報告及び決算の承認

2) 本年度の事業計画及び予算案

3) 役員を選任に関する事項

4) 会則改廃に関する事項

5) その他役員会等において必要と認めた事項

6. 会の正式議決機関として、総会のほか、幹部会及び役員会を置く。
幹部会は会計監査を除く本部役員（細則に規定）及び支部長で構成され、
役員会は同本部役員及び支部役員で構成される。 （改正 2017年4月）
7. 役員会、幹部会、専門部会等の諸会議は、必要に応じ随時開くことができる。
（改正 2015年4月）

第7条 議 決

諸会議の議決は出席者（委任状を含む）の過半数をもって決する。
賛否同数の場合は議場が之を決する。

第8条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第9条 会 計

本会の会計は、会費、寄付金、補助金、利子その他の収入をもってこれに充てる。

第10条 会則の改廃

本会則の改廃は役員会の承認を得るものとする。
なお、改廃後、翌年度の総会にて追認を得るものとする。

（改正 2026年4月）

第11条 細 則

1. 本会則の主旨を誠実に施行する為に細部の取り決め事項、および、運営上の詳細事項などは、小川自治会細則（以下細則）に定める。
2. 細則は、必要に応じ役員会の承認に置いて改廃出来るものとする。
3. 既設の取り決め事項「慶弔規程」はこの細則に置き換える。

以上

小川自治会細則

- 施行 2007年4月
- 改正 2009年3月
- 改正 2010年3月
- 改正 2015年4月
- 改正 2017年5月
- 改正 2025年7月

1. 役員を選出・推薦に関する細則

- (1) 各班の実情に合わせて班長を選出する。
なお選出にあたり、病気、介護、育児などの理由により、班長の職務を遂行する事が困難な場合は会員本人の申し出により班長を免除する事が出来る。
- (2) 本部による選定方針に従い支部長を選出する。 (改正 2025年7月)
- (3) 満80歳を超えた会員は支部長、班長の選出から免除される。
(改正 2025年7月)
- (4) 並行して会長、副会長、専門部長、会計の公募を行う。
- (5) 公募による候補者と全支部長及び現本部役員の内任期末了の者より互選で会長、副会長、部長、会計を選出し、総会に提案、選出される。
- (6) 選考にあたっては、会長、副会長と全支部長による「役員選考委員会」を組織する。 (改正 2015年4月)

2. 役員および専門部の業務に関する細則

- (1) 役員 (改正 2010年3月)
 - 1) 会長 自治会を代表し業務を執行する。会活動全体の調整と町田市、自治会連合会、学校その他の関係諸団体の窓口として渉外機能を担当
 - 2) 副会長 ①会長を補佐し、事あるときは会長業務を代行する。
②専門部の部長として特定部門に責任を持つ。
③特命事項の調整機能を果たす。
 - 3) 会計 自治会予算の出納管理を行い、会の資産の保全に努める。
(収入管理と活動経費出納の執行)
 - 4) 会期監査 会活動の会計処理の適格性について監査を行う。
 - 5) 部長 専門部を主宰する。
 - 6) 支部長 支部の代表者として支部全体の動態把握
また幹部会に参加し自治会全体の活動にも関与する。
部長を兼ねることがある。
 - 7) 班長 班の代表者として会員の把握、入退会管理、会費等の徴収、回覧等の管理を行うとともに、自治会の各種行事などに参加

(2) 専門部 (改正 2017年5月)

- 1) 総務部 計画(予算策定、組織、人事)調査(アンケートなど)
規約(会則・細則、権限規定、運用マニュアルなど)策定
広報(自治会だより、掲示板、回覧物管理)
会員情報(会員名簿、入退会 管理)
会議体運営(総会、幹部会、役員会)
慶弔関係(敬老祝い品、出産祝い金、お悔やみ)
- 2) 環境部 資源回収推進、廃棄物減量活動、
地域美化活動(公園清掃、公園花壇管理など)
- 3) 防災対策部 自主防災隊活動支援
防災訓練
防災に関する行政機関との折衝
防災広報・啓発活動
防災予算管理
- 4) 安全対策部 防犯情報管理、広報・啓発(犯罪情報、防犯活動実績など)
パトロール隊活動支援と連携(連絡会議主催、費用支援)
防犯に関する取組みの企画・実行 (改正 2025年7月)
交通安全活動(登校見守りなど)
歳末警戒
その他防犯に関する各種活動(街路灯管理、違反広告物除却)
- 5) 行事部 行事の計画、実施(子供祭りなど)
小川会館行事への協力

(3) その他

- 1) 円滑運営のため有給事務員を置くことができる。(改正 2025年7月)

3. 法人会員に関する細則

- (1) 会員のうち会社の施設が地区内にあるときは、法人会員として入会を認め、
会員と同等に処遇する者とする。但し法人会員に対する資料等(会員名簿、役員
名簿その他)の配布は、会長の決定により制限する事がある。
(改正 2009年3月)
- (2) 法人会員はその会社施設の管理者をもって代表者とし、対処するものとする。

4. 会活動の経費に関する細則

- (1) 専門部活動を迅速に遂行する為に専門部に予算を設け責任と権限を明確にする。
また会計処理基準を設け、専門部長に基準に基づく執行権限を付与する。
(改正 2009年3月)
- (2) 役員が会の業務のため出張した時は、会長または専門部長の承認を得て旅費等の
支払いを受けることが出来る。自家用車による行動の時は公共交通機関利用相当額
とする。
(改正 2009年4月)
- (3) 役員が日常的に業務を行う時に発生する費用については、下記の通り活動補助金
を支給する。
(改正 2017年3月)
会長：1万円、副会長及び会計：5千円、会計監査：3千円
支部長 専門部長を兼務：5千円、兼務なし：3千円、班長：1千円

5) 慶弔に関する細則

(1) 長寿祝い

毎年9月の敬老の日に、会員並び同居家族が、当該年に満年齢で80歳、90歳100歳に該当する人に祝い品を送り、その長寿をお祝いする。

(改正 2012年7月)

(2) お悔やみ

葬儀に際しては、香典(5千円)をもって弔意を表す。

(改正 2025年7月)

(3) 出産祝い

当自治会の会員と同居する親族が出産した時には、申請により祝い金(5千円)を贈る。

(改正 2017年5月)

(4) 本会に永年功労のあった方の慶弔、又は上記(1)、(2)に定められない事項については、役員会で協議、決定する。

(5) 会の業務執行中の傷病見舞いについて

業務執行中に発生した傷病に対する見舞等については役員会で協議、決定する。

6. その他

(1) その他、必要事項は役員会または幹部会で協議、決定する。

(2) 本日以降、役員会で改廃あるいは追記される細則には、項目ごとに末尾に日付(年月)を付すものとする。

以上